

# “anuññāta” と “paṭikkhitta”

—Nettipakarana の Sāsanapattihāna 章の一節より—

古 山 健 一

## 1. はじめに

「仏教」(buddha-sāsana<sup>1</sup>) という複合語の定義をパーリ聖典にその根拠を求めてつづ与えようとするならば、我々は、「あなたの教え」(tava sāsanam, Sn: v.482.), 「師の教え」(satthu sāsanam, D: II.124), 「諸仏の教え」(buddhāna sāsanam, Dhp: vv.183, 185.) とあるところに目を向けるべきであり、その定義は属格限定複合語による理解から下されるのが至当と言えよう。この場合の「仏」とは、「教え」(sāsana<sup>2</sup><√ sās) に対する教主としての「師」(satthar<sup>3</sup><√ sās) を意味することになる。また「教え」とは、その具体的な様相を「法」(dhamma) と「律」(vinaya) とし、それらの伝統的な存在形態から言うと、『経蔵』『論蔵』と『律蔵』の三蔵聖典になるが、語義上からは「命令」を意味する<sup>4</sup>ものである。さらに、その「仏の教え」を受けとめる我々「声聞」(sāvaka) の側から見れば、〈耳ある者らは信を放て<sup>5</sup>〉(ye sotavanto pamuñcantu saddham, Vin: I. 7/M: I. 169) との釈尊の言葉にあるように、我々は「仏」にも「教え」にも信仰をおこし、それらに隨順し隨行しなければならない。そして、その隨順・隨行の彼方にあるものこそが我々の覚りである。それは、〈法に隨順し信に隨順する者はすべて、正覚に至る者となる〉[M: I. 142] と説かれ、「仏に随って覚った者」(buddhānubuddha)<sup>6</sup>という言葉が預流果ないし阿羅漢果を得た聖者の声聞を意味する<sup>7</sup>所以である。では、「仏」にも「教え」にも隨順し隨行するとはいかなることであろうか。筆者は、釈尊が承認したことのみをおこない、拒絶したものについては捨て置くことこそがそれであると考える。そのためには、釈尊の承認・拒絶の意思表示を、聖典から誤りなく読み取ることが肝要となる。では、誤りなく読み取るための枢要は何かと言うと、それは、承認・拒絶についての釈尊の意思表示の様相を知ることであると言えよう。

ところで、ここで筆者が論じようとしていることは、その論題からは必ずし

も分明ではないと思う。語義論については後に詳述するが、ここでいう “anuññāta” とは「承認された〔もの〕」を意味し、 “patikkhitta” とは「拒絶された〔もの〕」を意味し、いずれも「釈尊によって」という語が結び付けられるものに限定される。しかも、筆者がここで扱おうとするものは、Nettipakarana<sup>8</sup> (以下 Nett) の Sāsanapattihāna (以下 Sās-p) 章で論ぜられる術語群の一類である。本研究は、Nett の Sās-p 章の当該箇所の一節の読解と分析を通して、釈尊の承認・拒絶の意思表示の様相を明らかにすることにより、釈尊の承認・拒絶の意思表示を聖典から誤りなく読み取るための一規矩を提示することを目的とし、これが論題の示すところである。

Nett は、「広説第一」「論議第一」として称えられた仏弟子 Mahākaccāna (Mahākaccāyana) をその説示的淵源とする聖典解釈指南の書であり、聖典(教)を実践(行)と覚り(証)を得るために大きな手段であると見なし、聖典の正しい理解に至るための指針(netti)としての方途を示すこととする [Cf. 古山1999①／古山1999②]。その最終形態の成立時期については、筆者は B.C.1c から A.D.1c 後半<sup>9</sup>と考えている(脚注 8 をも参照せよ)。Nett の Sās-p 章は、釈尊の教説全体に対する内容の弁別のための基準として、それぞれ sāsana-pattihāna と称される二大術語群<sup>10</sup>を示し、これに解説を加えることを目的としている。そしてその一節には、教えの内容の弁別の一環として、様々な經典の記述の中から釈尊の承認・拒絶の意思表示の様相を明確に分別するための方途が示されている [Nett: 184-187]。そこに現れるのが、先述の術語群を構成するものもある “anuññāta” と “patikkhitta” という一対の術語である。かかる術語を用いて、釈尊の承認・拒絶の意思表示を聖典から誤りなく読み取るための規矩を論ずるのである。このような事柄を聖典解釈論の上で扱うというのは、Nett を伝持したパーリ仏教の呼称である「分別説部」(Vibhajja-vādin) という特徴を極めて顕著に示すものであり、「分別」を重んずる教学の精華とも評し得よう。それ故に、本研究により明らかにされた規矩は必ずしも仏教一般に通じるものとは言い難い〔なお、仏教学の立場から、その内容にパーリ上座部の学説とは異なるものも含まれ<sup>11</sup>、さらに、現存パーリ三蔵に見出しえない經文が数多く引用され<sup>12</sup>、パーリ上座部においてもあまり研究されなかった<sup>13</sup>と指摘されるにもかかわらず、パーリ仏教では、Nett は十大弟子の一人である Mahākaccāna が説示し、それを釈尊が隨喜した

[Nett: 193]とする伝承を重んじ、Nettの聖典解釈論には信頼を置いている。よって筆者は上で「一規矩」と述べたのであるが、にもかかわらず、こうした「分ける」ことから「分かる」ということを目指す「分別」(vibhajana, vibhaṅga)の態度そのものは、慧 (paññā ⇒ pakārehi jānāti<sup>14)</sup>) の健全な営みであると考える。

ところで、Nettを読解する際には、Netti-atṭhakathā, Netti-tīkā, Nettivibhāvinīの三註釈書を常に参照した。Nettの最終形態の成立時期については上述したが、三註釈書のうちで最も成立時期の古いNetti-atṭhakathāはA.D.5-6c頃に著されたので、両者の間に時間的開きがあることは明白であり、これら註釈文献がNett成立当初の立場や精神を忠実に踏襲しているか否か注意されなければならないが、今はNettを伝持したパーリ仏教の伝統説として、あるいは、難解なNettを読み解くために唯一頼ることの出来る註解書として、これに信頼を置き重んずることとしたい。なお、Nettの姉妹書であるとされるPeṭakopadesaのSāsanapaṭṭhāna章にも“anuññāta”と“paṭikkhitta”を論ずる箇所があるが(PTS本pp.56-57.)、その記述が内容的にNettのそれを簡略化したものに過ぎないため、参照の必要はない判断した。

## 2. “anuññāta”・“paṭikkhitta”とは如何なることを言うか

既に筆者は、前者に「承認された〔もの〕」、後者に「拒絶された〔もの〕」という訳語を与えている。また、Nettの英訳では、前者は*the agreed*と訳され、後者は*the refused*と訳されている[Nett tr.: 214]。しかも、パーリ語辞典には、前者に*permitted*, *allowed*, *sanctioned*などの語義が掲出され[PTS Dict.: 35], 後者には*refused*, *rejected*という語義が掲出されている[PTS Dict.: 393]。しかしながら、これだけではその原語から直接に導かれる言葉の趣きを汲み取らしめることは難しいと思う。故に、Nettの読解に入る前に、まず、“anuññāta”と“paṭikkhitta”という言葉そのものが如何なることを言おうとするものであるかを、語義論の上で説明しつつ、その趣きを示してみたい。

この“anuññāta”(Skt. *anujñāta*)という語は、*anu-*/ *jñā*からの過去受動分詞である。その原意は「順じて(anu)知られた(jñāta)」と言えよう。さらにこの語は、〈nānuññāto ti an-anumato〉[PvA: 64]とあるように、

“anumata” (<anu-√ man) と同義に扱われているので、「順じて考えられた」ということをも意味する。故に、「承認された」というのは、「順じて知られた」「順じて考えられた」ということを指す。“paṭikkhitta” (Skt. pratiks-ipta) は, paṭi-√ kṣip からの過去受動分詞である。その原意は「反して (paṭi) 棄てられた (khitta)」ということになろう。パーリ文献には, <…pabbajitukāmo pabbajjam yācitvā mātāpitūhi ananuññātattā paṭikkhitto sattāham…> [J: I. 156] という文例があるが, ここから考えるならば, 「反して棄てられた」という判断結果が生れるのは, “an-anuññāta” という状況, つまり「順じて知られていない」「順じて考えられていない」という状況があつてのことである。故に, 「拒絶された」というのは, 「順じて知られていない」が故に「反して棄てられた」ということを指す。

### 3. ここで「順じて」(anu) や「反して」(paṭi) と言う際の基準

以上により, “anuññāta”・“paṭikkhitta” という言葉の趣きは十分に示し得たと思うが, ここで見過ごされてはならない事柄がある。それは, ここでこの両語の接頭辞が表示するところの「順じて」や「反して」ということが, 何を基準としているのかということである。Nett もこの点については明示する必要があると考えており, Sās-p 章の締め括りの部分において, その基準を次のように示している。

承認されたものは, 世尊が承認したものとして説明されるべきである。それは五種である。: 防護 (samvara), 捨断 (pahāna), 修習 (bhāvanā), 現証 (sacchikiriyā), 適當なものと適當なものに隨順するもの (kappiya-anuloma)<sub>1</sub> である。それぞれの地<sub>2</sub>において見られるものは, 適當なものと適當なものに隨順するものにより説明されるべきである。世尊によって拒絶されたものは, 拒絶されたものの根拠<sub>3</sub>により説明されるべきである。承認されたものであり拒絶されたものは, その双方により説明されるべきである。

[Nett: 192]

Nett は “anuññāta” とされるものを五種の項目として示しているが, これらのうちの基本は防護・捨断・修習・現証の四項目である。第五項の

“kappiya-anuloma” (下線 1) は、この基本四項目に付隨事項を加えたものの総称である。

この四項目のうち、防護と捨断は「戒」に相当し、修習は「定」に相当し、現証は「慧」に相当する<sup>15</sup>。つまり三学を指す。三学は「沙門法」(sāmanadhamma) とも呼ばれる [Cf. ThagA : III. 20]。そして、この「沙門法」は、「沙門性」(sāmañña) と同義 [MA : III. 127 / SA : I. 36] であり、「梵行」(brahma-cariya) とも同義 [SnA : II. 489] であり、内容としては八支聖道と等質である [Cf. DA : I. 158 / S : V. 26]。八支聖道は、「正」(sammā-) の語が前接される八つの項目から成り、パーリ『転法輪經』においては釈尊が最初に説いた教えとされている〔なお、中村元博士は〈…かれの最初の説法に八正道が述べられたという多くの經典の記載は、後世の虚構であり、後世になってかこつけられたものである〉<sup>16</sup>と言う〕。そこにおいて、八支聖道は「中道」(majjhima-patipadā) として〈眼をつくり、智をつくり、寂滅・勝智・正覚・涅槃のために作用する〉 [Vin : I. 10 / S : V. 421] と説かれている。故に、防護・捨断・修習・現証の四項目は、これらが暗に指示しているところの八支聖道における「聖」(ariya)・「正」(sammā)・「中」(majjhima) というところに — 眼・智をつくり寂滅ないし涅槃に作用するというところに — 「順じて」(anu) とされる所以の根本を求めることが出来る。

これは余談になるが、長部 No.29. 『清淨經』(Pāsādhika-sutta) において、比丘達のために釈尊が四資具（衣、鉢食、臥座處、病人の資具である医薬品）の使用を承認した (anuññāta) とする記述 [D : III. 130] に対する註釈文では、その理由を

そなた達のために私によって承認された衣は、「そなた達がそれを着れば、尊大 (dappa) や慢心 (māna) を起こして住するであろう」ということで承認されたのではないが、「そなた達がそれを着れば、寒さの防除などをして、安樂なる沙門法を智慧として意に注ぐもの (yoniso-manasikāra<sup>17</sup>) とするであろう」ということで承認されたのである。衣が〔承認された〕ように、鉢食なども〔承認された〕。[DA : III. 912]

と説明している。ここでは、四資具の使用を承認した際の基準が「沙門法」と

の関わりにおいて考えられているが、ここにおいて、「順じて」という判断が三学・八支聖道と等置し得るもの — つまり「聖」・「正」・「中」に根ざすもの — の上に立つと見ることが、パーリ仏教の一貫した見解であることを示し得る。

第五項の “kappiya-anuloma” (下線 1) とは、片山一良教授により「相対的適正」と訳されている<sup>18</sup>が、註釈書に従うならば、“kappiya” と “kappiyā-nuloma” とを内容とする並列複合語である [Cf. NettA : 274]。“kappiya” は〈聖典 (pāli) においてそのものとして (sarūpato<sup>19</sup>) 説かれたもの〉 [NettA : 274] を意味する。これは、上述のごとく「聖」・「正」・「中」を示す防護・捨断・修習・現証という基本四項目そのもののことを指すと考えられる。“kappiyānuloma” は、〈四大教法により道理 (naya) として示されたもの〉 [NettA : 274] を意味する。これは、〈比丘達よ、私によって「これは適当でない (idam na kappati)」というように拒絶されていないものは、適当 (kappiya) である場合に隨順し (anulometi) 不適當 (akappiya) である場合に排斥する (paṭibāhati) のであれば、それはそなた達にとって適当となります (kappati)〉 [Vin : I. 250] 云々の律藏における四大教法<sup>20</sup>に照らし合わせてみて、道理 (naya) として示された事柄であり [Cf. NettT : 190]、積極的に「聖」・「正」・「中」を示すものではないが、釈尊によって否定されておらず、かつ、出家者にとって適すると判断されるという意味での「正しさ」を示すものであり、防護・捨断・修習・現証に対しては二次的付隨的な価値を持つ事項と言えよう。Nett がそのような事項を挙げているのは、“anuññāta” とされる釈尊の意思表示の拡大解釈を可能ならしめる目的があると考えるが、それは『律藏』の規定事項に限られるものであり、「順じて」とされるもの基本である防護・捨断・修習・現証に変更を迫るような性格のものではない。註釈書が “kappiya-anuloma” という複合語に対して、敢えて “kappiya” と “kappiyānuloma” であると複雑な解釈をほどこすのも、“kappiya” があってこそ “kappiyānuloma” であることを主張したかったからであろう。「それぞれの地 (bhūmi)」(下線 2) とは、〈凡夫地など〉を意味する [NettA : 274]。つまり、凡夫地・有学地・無学地のことである。それぞれの地において見られるものを、“kappiya” と “kappiyānuloma” により説明するというのは、

凡夫地のために防護がある。有学地のために捨断と修習がある。無学地のために現証がある。あるいは、凡夫地・有学地のために、それ相応に (yathārahām) 防護・捨断・修習がある。なぜならば、前分である防護・捨断・修習は凡夫に生じ、それ以外 (後分の防護・捨断・修習) は有学に [生じ]、無学地のために現証があるからである。[NettT: 150]

ということである。ここでは “kappiyānuloma” に該当するものが現れないが、つまりは、防護・捨断・修習・現証の基本四項目〔と付隨事項〕を、凡夫地・有学地・無学地というそれぞれの階梯に即して示すべきだということである。

“paṭikkhitta” とされるものは、釈尊が拒絶したものの原因 (paṭikkhittakāraṇa) により説明されるべきであるとあるが、その詳らかな意味は、〈諸々の經において説かれた主題 (vatthu) である原因と結果の在り方 (kāraṇaphala-bāāva) により説明されるべきである〉 [NettVT: 354] ということである。これは、仏教で説く因果関係の教説の上で “paṭikkhitta” とされることを見てゆくべきだと考えられる。防護・捨断・修習・現証があらゆる樂をもたらすとすれば、これらと対置されるものが苦をもたらすことになるわけであり、そのような因果関係の上で「反して」とされるものを説明すべきであるということであろう。では、防護・捨断・修習・現証と対置されるものは何かと言うと、それは、〈具貪 (sarāga) などに作用するものは世尊によって絶対的に拒絶されたものである〉 [NettA: 274] という註釈書の主張に示されていると言える。つまり、貪・瞋・痴をそなえる方向に導くものが、防護・捨断・修習・現証と対置されるものであるということである。「沙門性」「梵行」である八支聖道の利益が無貪・無瞋・無痴である説かれている [S: V. 25,27] 以上、貪・瞋・痴をそなえる方向に導くものとは、八支聖道または三學に違背するものにはかならないであろう。ここに、「反して」とされ “paṭikkhitta” とされる所以の根本は、「聖」・「正」・「中」と対置される「俗」(anariya)・「邪」(micchā)・「辺」(anta) というところに求め得ると考える。中部 No.63. 『小マールンクヤ經』において、

…これは、利益をともなわず、初梵行に属するものではなく、厭離のために作

用せず，離貪のために作用せず，滅のために作用せず，寂止のために作用せず，勝智のために作用せず，正覚のために作用せず，涅槃のために作用しない…  
[M : I. 431]

と説かれ（下線部と上引『転法輪經』を比較せよ）、「邪見」(ditthigata) であるとされる十無記が，〈世尊によって解答されておらず，除外されており，拒絶されている (paṭikkhittāni)〉 [M : I. 426] と述べられていることは，少なからずこれを裏付けると考える〔パーリ聖典の中で，釈尊がこの“paṭikkhitta”の語を用いて明確に拒絶の意思表示をしたものは，恐らくこの十無記に対してのみであると思われる〕。

#### 4. Nett が例示する “anuññāta” と “paṭikkhitta” の諸相

以上により，「順じて」とか「反して」とか言う場合の基準が明らかになり，“anuññāta” と “paṭikkhitta” という言葉が指示する様相も大方示し得たのではないかと思う。そこで次に，Nett の Sās-p 章において例示されている “anuññāta” と “paṭikkhitta” の諸相を眺めることにより，釈尊の承認・拒絶の意思表示を聖典から誤りなく読み取るための実際を明らかにしつつ，本研究の目的であるその場合の規矩の提示の完遂のために，いま少し論述を進めてみたいと思う。

Nett の Sās-p 章は，(A) 最初に “anuññāta” についてを論じ，(B) 次いで “paṭikkhitta” についてを論じ，(C) 最後に “anuññāta” であり “paṭikkhitta” であるもの (anuññātañ ca paṭikkhittañ ca) についてを論じる。(A) は “anuññāta” とされる所説内容のみを持つ経文を，(B) は “paṭikkhitta” とされる所説内容のみを持つ経文を引用例示して，それに若干の説明を加える形式で論述を進める。(C) は，ある部分が “anuññāta” とされる所説内容となり，他のある部分が “paṭikkhitta” とされる所説内容となっている経文を引いて簡単な説明を加える。ここで注目されるべきことは，それぞれに引用される経文そのものの中には，一つも “anuññāta”・“paṭikkhitta” の語が現れないということである。しかしながら，よくよく考えてみれば，経文の中に直接 “anuññāta”・“paṭikkhitta” という語が現れているのであれば，釈尊の承認・拒絶の意思表示を聖典から誤りなく読み取るための方途など必要

としない。字義通りに読み受けとめればよいのである。しかしながら、「仏教」(buddha-sāsana) を釈尊の承認・拒絶の意思表示の発露としての「仏の命令」と見てゆくならば、この両語が用いられていなくとも、経文は釈尊の何らかの意思表示であると見なければならなくなる。このことを勘案して、引用経の中にこの両語が現れないという事態を解釈すると、Sās-p のこの一節は、何とかして釈尊の意思表示の様相を読み取らなければならないところの、直接この両語が用いられない経文について、その様相を分類するための方途を示そうとしているのであると理解出来るであろう。前置きが長くなつたが、以下に小節を設け、A・B・C の順に Nett に例示されている “anuññāta” と “paṭikkhitta” の諸相を眺めたい。

#### 4-A. 「承認されたもの」(anuññāqtaam)

① <蜜蜂が花と色・香とを害さずに蜜液をとって飛び去るように、牟尼は村において歩むべし> と。これが、承認されたものである。[Nett : 184]

ここでの引用経 (<> 内) は Dhammapada v.49. である。この経は、蜜蜂が蜜を集める様子に喻えて、村人達の信仰の衰滅も財産の衰滅も起こらない [NettA : 262 / DhpA : 375] ような、有学・無学の出家者 (牟尼) の托鉢の適した在り方を説くものであり、それは精進防護 (viriya-samvara) に包摂される「生活遍淨」(ājīva-parisuddhi) [Cf. Vis : 7] の範疇に含まれる事項と考えられるから「防護」や「戒」を説くものと解釈することができる。

② <比丘達よ、この三つが比丘達のなすべきことです。いずれが三か。比丘達よ、ここで、比丘は、パーティモッカ防護によって防護され、正行と托鉢場所とをそなえて住し、ほんの些細な罪にも怖畏を見、諸学処を正しく受持し、善なる身業・口業をそなえ、遍淨な生活をして、学びます<sub>1</sub>。次に、不善なる諸法の捨断ため、善なる諸法の修習・現証のために、精進に励み、精力を持ち、堅固な勇気を持ち、荷 (責務) をないがしろにしない者となります<sub>2</sub>。次に、慧を持つ者となり、生と滅とを把握させ聖なるものであり決択に属し正しく苦の滅尽に至らしめる慧をそなえます<sub>3</sub>。比丘達よ、この三つが比丘達のなすべきことです> と。これが、承認されたものである。[Nett : 185]

ここでの引用経（〈〉内）は現存パーリ三蔵には出典箇所を明示し得ない経である。下線1は、パーティモッカ防護、禁止行為 (vāritta-cāra) を回避し作持戒 (cāritta-sīla) を受持して行為することを意味する「正行」(ācāra)と「托鉢場所」(gocara) をそなえること、善なる身業・口業をそなえること、生活遍淨の実現を説くが、それは「防護」や「戒」を説くものと解釈し得る。下線2は、不善法の捨断 (pahāna) と善法の修習 (bhāvanā)・現証 (sacchikiriyā) を目的とするところの、衆との交渉 (gana-sāṅganikā) を除去して四威儀路における八精進事 [Cf.D: III. 256] と一体 (ekaka) となる身的精進と、心との交渉 (citta-s°) を除去して色界・無色界の八つの定と一体となり禪を起こす心的精進とに励むことを意味する [NettA: 263]。これは「定」を説くと解釈できる。下線3は苦の滅尽 (現証) に至らしめる「慧」を説く。

③ 〈比丘達よ、この十法は、出家者によって常に省察されるべきです。いずれが十か。「私は出家にふさわしい身なり (vevaññiya) を得ている<sub>1</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私には他者達に頼っている〔四資具の〕生活がある<sub>2</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私にとってなすべきものは、〔在家者とは〕異なる威儀である<sub>3</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私の自己（心）が戒という点で非難しないか<sub>4</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「賢者である共同修行者が私のことを知つて戒という点で非難しないか<sub>5</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私には全ての愛しく意に適う者達との生別・死別がある<sub>6</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私は、業を自己の持ちものとし、業の相続者であり、業を母胎とし、業を親族とし、業を拠り所としている。私は、私がつくるであろうところの善業または悪業の相続者となるにちがいない<sub>7</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私がどのような状態であると昼夜が過ぎ行くのか<sub>8</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私は静かな場所で楽しむか<sub>9</sub>」と、出家者によって常に省察されるべきです。「私には上人法である十分な聖なる智見が得られているか<sub>9</sub>。〔勝れた境地を得た〕この私が、後に共同修行者達に問われた場合、赤面する者とはならないはずである」と、出家者によって常に省察されるべきです。比丘達よ、この十法が出家者によって常に省察されるべきです〉と。これが、承認されたものである。[Nett: 185]

ここで引用經（＜＞内）は増支部からのものである [A: V. 87-88]。この經は、出家者が常に省察すべき十種の事柄を説いているが、この十種の省察の事柄は戒や定や慧を内容としていることをその文面より窺い得る。この經文の註釈では「下線1の省察により忿（kopa）と慢（māna）が捨断される。下線2により生活が遍淨になり、敬意の払われた鉢食が生じ、四資具に対する省察のない受用が起こらない。下線3により威儀路（iriyāpatha）が適するものとなり、三学が円満する。下線4により慚（hiri）が起り、身・口・意の三門における防護が成就して四種清淨戒となり、四種清淨戒にとどまって觀を増大し阿羅漢性を得る。下線5により愧（otappa）が確立し、下線4と同様に阿羅漢性を得る。下線6により身・口・意の三門における不防護が起こらず、死念（maranassati）が現前する。下線7により惡しき行為（pāpakarana）が起こらない。下線8により不放逸が円満する。下線9により身の遠離（欲の対象からの遠離）が円満する。下線10により虚しい死（moghakālakiriyā）が起こらない」と説明されている [Cf. AA: V. 38-40]。以上の説明を加味して上の經文を解するならば、この經は、戒・定・慧または防護・捨断・修習（定・觀・死念）・現証（慧、阿羅漢性）を説くものと解釈し得る。

④ 〈比丘達よ、この三つがなすべきことです。いずれが三か。身による善行、口による善行、意による善行です。比丘達よ、この三つがなすべきことです〉と。これが、承認されたものである。[Nett: 185]

ここで引用經（＜＞内）は現存パーリ三藏には出典箇所を明示し得ない經である。この經は、身・口・意による善行（sucarita）を「なすべきこと」（karaniya）として説くものである。身・口・意の善行とは十善業道を指すが、そのうちの身・口の善行である七業道の意思（cetanā）は「戒」と言われ、また意の善行である無貪・無瞋・無痴という心所（cetasika）も「戒」と言われる [Cf. Vis: 7]。故に、この經文は「戒」を説くものであると解釈し得る。また、身・口による善行は戒蘊を指し、無貪・無瞋・無痴を意味する意による善行のうち、無貪・無瞋は定蘊を指し、無痴（=正見）は慧蘊を指すとも説明できるので [Cf. Nett: 81]、この經文は戒・定・慧を説くとも解釈し得る。

## 4-B. 「拒絶されたもの」 (paṭikkhittam)

⑤ <子に匹敵するほどの愛しい者はいない<sub>1</sub>。牡牛に匹敵するほどの財産はない<sub>2</sub>。太陽に匹敵するほどの光明はない<sub>3</sub>。大海よりも勝れた池はない<sub>4</sub>> と。世尊は説いた。[即ち] <自己に匹敵するほどの愛しい者はいない<sub>5</sub>。穀物に匹敵するほどの財産はない<sub>6</sub>。慧に匹敵するほどの光明はない<sub>7</sub>。実に、雨雲は勝れた池である<sub>8</sub>> と。この場合、前者が拒絶されたものである。[Nett: 185]

ここでの引用經 (<> 内) は、相應部にある三十三天の神と釈尊との問答である [S: I. 6]。ここでは、釈尊はその神の見解の表明を拒絶し、釈尊の見解を返答の偈 (paṭigāthā) により示している。釈尊によって否定される見解は「邪見」であると見るべきであろう。故に、ここでの “paṭikkhitta” の様相は、釈尊の見解と異なる見解についてのものであると言える。ちなみに、両者の見解について、上の経文に対するパーリ註釈書は次のように説明している [NettA: 264／NettVT: 342／SA: I. 32-33]。まず神の見解であるが、下線 1 については、「母と父は、醜くともわが子を黄金の身体のように考え、頭などを花束のように扱って世話ををするから」、下線 2・3 については字義通り、下線 4 については、「海に匹敵する池はないから」というものである。釈尊の見解は、下線 5 については、「母・父を捨てても、子と妻を養わなくとも、有情達は自分を養うから」、下線 6 については、「飢饉になった時に、有情達は穀物をもらうために黄金も牛・水牛も穀物の持ち主達を持って行くから」、下線 7 については、「太陽などは、一地域のみを照らし、現在の暗黒だけを破壊するが、慧は一万世界を一照らしにすることが出来、過去世などを覆う暗黒を破壊するから」、下線 8 については、「雨雲が途絶えた時は大海において指の節目を濡らすほどの水も生じないが、雨が降っている時だけは梵天界の光音天の宮殿も水でいっぱいになるから」というものである。

⑥ <比丘達よ、この三つがなすべきでないことです。いずれが三か。身による悪行、口による悪行、意による悪行です。比丘達よ、この三つがなすべきでないことです> と。これが、拒絶されたものである。[Nett: 186]

ここで引用経（〈〉内）は現存パーリ三蔵には出典箇所を明示し得ない経である。これは、身・口・意による悪行（duccarita）を「なすべきでないこと」（akaraṇiya）と説くものであるが、その内容は“anuññāta”とされた4-Aの④と正反対のものであり、十不善業である。不善の根本（akusalamūla）は貪・瞋・痴であるとするのが仏教の立場であるから [Cf. M : I. 47]、十不善業道の根本も貪・瞋・痴に求められる。

#### 4-C. 「承認されたものであり拒絶されたもの」

(anuññātañ ca paṭikkhittañ ca)

⑦ 〈「実に、多くの人々はここで何を恐れているのですか。道は数多くの処（根拠）として説かれています。広大な智慧を持つゴータマよ、私はあなたに問います。何においてとどまつた場合に、あの世を恐れることはありますか」「言葉と意とを正しく置き、身によって諸悪をおこなわず、多くの食べ物・飲み物のある家に住む場合に、信を持ち、柔和であり、均分し、知語者となる。この四法にとどまっている場合に、諸法にとどまつた者は、あの世を恐れ得ない」〉と。そのうち、「言葉と意とを正しく置き」と言われていることが、承認されたことである。「身によって諸悪をおこなわず」と言われていることが、拒絶されたものである。「多くの食べ物・飲み物のある家に住む場合に、信を持ち、柔和であり、均分し、知語者となる。この四法にとどまっている場合に、諸法にとどまつた者は、あの世を恐れ得ない」と言われていることが、承認されたことである。これが、承認されたものであり拒絶されたものである。[Nett : 186]

ここで引用経（〈〉内）は、相応部にある神と釈尊との問答 [S : I. 42-43] であるが、釈尊の言葉の内容から見て、在家者向けの教えを示すものと考えられる。まず、〈身によって諸悪をおこなわず〉というのが“paṭikkhitta”とされるのは、諸悪をおこなわないことを拒絶したのではなく、釈尊が「おこなわず」（akubbamāna）といったその対象である諸悪についてを拒絶したという意味である。「身による諸悪」というのは、生き物を殺すこと、与えられていない物を取ること、諸欲における邪行を指す。

“anuññāta”とされたもののうち、〈言葉と意とを正しく置き〉というのは口による善行・意による善行を指し、これは〈身によって諸悪をおこなわず〉

ということも含めるならば全体で十善業道を説くものと解し得る [Cf. NettA: 265]。これは「戒」を説くものにほかならない。また、〈信を持ち、柔軟であり、均分し、知語者となる〉は「信」と「施」のことを、〈あの世を恐れ得ない〉は生天のことを説くと解釈し得る。故に、ここで “anuññāta” とされているものは、在家実践道の基本的枠組みと言える布施・持戒・生天<sup>21</sup>であると言えよう。これは、上述の言葉で言うならば「凡夫地の防護」などに該当すると言えよう。

⑧ 〈一切の悪をなきないこと、善をそなえること、自己の心を浄めること、これが仏達の教えである〉と。そのうち、「一切の悪をなきうこと」と言われていることが、拒絶されたものである。「善をそなえること」と言われていることが、承認されたことである。これが、承認されたものであり拒絶されたものである。[Nett: 186]

ここでの引用經 (〈〉内) は、七仏通誠偈として有名な Dhammapada v. 183. である。まず、〈一切の悪をなきすこと〉というのが “paṭikkhitta” とされるのは、釈尊が「なきないこと」(akaraṇa) と説いた一切の悪についてである。「一切の悪」とは、身・口・意による悪行 (duccarita) をいう十不善業道を、あるいは、邪見・邪思惟・邪語・邪業・邪命・邪精進・邪念・邪定の八邪性を指す [Cf. Nett: 43-44]。“anuññāta” と言われる〈善をそなえること〉は、その反対である十善業道または八正性と言える。

⑨ 〈神々の帝王よ、私は、身による行ないも二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもあります。神々の帝王よ、私は、口による行ないも二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもあります。神々の帝王よ、私は、意による行ないも二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもあります。神々の帝王よ、私は、探求も二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもあります。「神々の帝王よ、私は、身による行ないも二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもあります」と、以上のようにこのことが説かれましたが、このことは何を縁として説かれたのでしょうか。身による行ないに従う場合に、不善なる諸法が増大し、善なる諸法が衰退するなら、このような身による行ないは従われ

るべきではありません<sup>22</sup>。その場合、「私がこの身による行ないに従う場合、不善なる諸法が衰退し、善なる諸法が増大する」と知るならば、このような身による行ないは従われるべきです。「神々の帝王よ、私は、身による行ないも二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもです」と、以上のようにこのことが説かれましたが、このことはこれを縁として説かれたのです。「神々の帝王よ、私は、口による行ないも二種として説きます…中略…私は、意による行ないも二種として説きます。…中略…このことはこれを縁として説かれたのです。「神々の帝王よ、私は、探求も二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもです」と、以上のようにこのことが説かれましたが、このことは何を縁として説かれたのでしょうか。探求に従う場合に、不善なる諸法が増大し、善なる諸法が衰退するなら、このような探求は従われるべきではありません。この場合、「私がこの探求に従う場合、不善なる諸法が衰退し、善なる諸法が増大する」と知るならば、このような探求は従われるべきです。「神々の帝王よ、私は、探求も二種として説きます。従うべきものも、従うべきでないものもです」と、以上のようにこのことが説かれましたが、このことはこれを縁として説かれたのです〉〔と〕。そのうち、「従うべきものも」と言われていることが、承認されたことである。「従うべきでないものも」と言われていることが、拒絶されたものである。これが、承認されたものであり拒絶されたものである。[Nett : 186-187]

ここでの引用經（〈〉内）は現存パーリ三蔵に同一文を見出し得ないが、中部 No.114. 『応習不応習經』(Sevitabba-asevitabba-sutta) の一部 [M : III. 45-46] と内容的に同等である。ここでは、「従うべきもの」(sevitabba) と説いたものが “anuññāta” であるとし、否定の接頭辞を前接して「従うべきでないもの」(asevitabba) と説いたものが “paṭikkhitta” であるとする。前者の内容は、不善なる諸法が衰退し、善なる諸法が増大する身・口・意の行為と身・口による探求であり、後者の内容は、不善なる諸法が増大し、善なる諸法が衰退する身・口・意の行為と身・口による探求である。また、前者は過失・非難のないもの (anavajja) についてを言い、後者は過失・非難のあるもの (sāvajja) についてを言う [Cf. NettVT : 344]。さらに、身・口・意の行為とは「パーティモッカ防護」のことを指し、釈尊により制定された学處の観点から説かれたものであり、身・口による探求とは「活命第八戒」(ājīvatthamaka-sila<sup>23</sup>) を指し、業道 (kamma-patha) の観点から説かれたものであ

(74) “anuññāta” と “paṭikkhitta” (古山)

る [NettA: 265-266]。

## 5. むすび

以上により, “anuññāta” とされるものは, 戒・定・慧の三学, あるいは身・口・意の善行である十善業道, あるいは八正性, あるいは在家実践道の立場としての布施・持戒・生天というように様々な表現に示されるところの防護・捨断・修習・現証であることが明らかとなった。釈尊は, これらに対しては承認の意思表示をおこなったのである。また, “paṭikkhitta” とされるものは, 釈尊により否定される見解 (邪見), あるいは, 身・口・意の悪行である十不善業道とその根本にある貪・瞋・痴, あるいは八邪性を指すことが明瞭となった。そして, これらにたいしては拒絶の意思表示をおこなったのである。経文の中で直接 “anuññāta”・“paṭikkhitta” という語を用いて釈尊の承認・拒絶の意思表示がなされていない場合は, その経文の所説をここで明瞭になった “anuññāta” とされるものの様相と “paṭikkhitta” とされるものの様相に照合して分類判断を加えれば, 釈尊の承認・拒絶の意思表示が明らかになると見えよう。

(以上は6月5日の駒澤大学仏教学会における口頭発表の際に配布した資料に訂正・加筆をほどこしたものである)

〔付記〕6月5日の口頭発表後の質問の際に, Nett の先行研究についてのことに触れられたので, これについて述べておきたい。Nett に関する先行研究は, 国の内外を問わず, 極めて僅かしか存在しない。殊に, その内容全体に関する詳細な研究となると皆無と言える。唯一あるのが, ロンドン PTS から刊行された Nānamoli による英訳と, それに付せられた研究である。これは有用性が非常に高いものではあるが, Nett に関するあらゆる事柄を詳細かつ緻密に論じたものではないので, 完全とは言い難い。我が国においては, Nett の引用經の典拠をつきとめた作業の成果 (脚注 12), 佐藤良純氏による Naya-samutthāna 章の邦訳<sup>24</sup>, 浪花宣明氏による Nett の重要術語である hāra の分析<sup>25</sup>, それといくつかの拙稿<sup>26</sup>がある程度である。これまでに公表された先行研究については, 若干の追加が必要なのであるが, かつての拙稿 [古山1999①] において一覧を付しておいたので, それをご覧いただきたい。このような状況があるので, Nett の刊本が1902年に PTS より出版されているにもかかわらず, 1935年に出版が開始された『南伝大藏經』にもその全文が未だ訳出されてい

ない。それは、Nett の姉妹書である Pet についても同様である。故に、従来の原始仏教研究においても、部派仏教研究においても、その研究資料として、Nett やその姉妹書とされる Petakopadesa (以下 Pet) を依用しているのを殆ど見ることはない。

このように Nett が研究されてこなかった理由については、いくつかのことが考えられる。一つには、Nett は Pet とともに、一般的に知られているスリランカのパーリ三蔵組織においては蔵外とされているため、あまり注目されていなかったからであろう。ただし、同じく蔵外とされている Milindapañha は、ギリシャ的思惟とインド的思惟との比較研究や、部派仏教から大乗仏教興起までの仏教思想の変遷を辿る上での貴重な資料とされ、また漢訳に『那先比丘經』という対応經があるため、盛んに研究され依用されてきている。二つには、Nett は Pet とともに内容的に非常に難解な書であり、研究の基礎となる読解の作業が困難をきわめるからであろう。このような困難な作業の手助けとなる註釈文献は、Nett の PTS 本の付録としての Netti-atthakathā の Extracts が身近に手に取れる唯一のものであり、NettA の全体やこれ以外の註釈書は PTS からも出版されておらず、ビルマ字本やタイ字本を使用する以外に参考の手立てがない。三つには、Nett はパーリ語で書かれた上座部文献であるため、特に我が国においては、日本仏教と関わりの深い有部系諸論書や大乗經論に比して重要視されなかったからであろう。しかしながら、私見によれば、Nett は、パーリ三蔵の一々に対して作成された膨大な註釈書 (atthakathā) における聖典解釈法の枠組みを提供した源泉資料であった可能性もあり、パーリ仏教研究においては極めて重要な文献であると考える。さらに、専門に伝統的な三蔵聖典の解釈論を扱った書物は、この Nett または Pet 以外には存在しないことから、かかる意味で原始仏教の教理研究または部派仏教研究の貴重な資料となるのではないかとも考える。故に、その精確な全文邦訳を作成すべきであると考えているのであるが、そのためには下拵えとして、先学により未だ足の踏み入れられていない部位にも立ち入りつつ、基礎的研究をまず進めておかなければならぬ。筆者は目下のところそれを進めており、その成果のいくつかを公表してきたが、本稿もその一部である。

(2000年6月14日)

## 略号一覧

Nett	Nettipakarana (PTS 本)
NettA	Netti-atthakathā (ビルマ第六結集本)
NettT	Netti-tīkā (ビルマ第六結集本)
NettVT	Nettivibhāvinī (ビルマ第六結集本)
Vin	Vinayapiṭaka (PTS 本)／VinA Samantapāśādikā (PTS 本)
Vis	Visuddhimagga (PTS 本)

(76) “anuññāta” と “paṭikkhitta” (古山)

Nett tr.	Bhikkhu Nāṇamoli : <i>The Guide</i> , 1977, PTS London.
PTS Dict.	T.W.Rhys Davids and W.Stede : <i>The Pali-English Dictionary</i> , 1992, PTS Oxford.
Childers Dict.	R.C.Childers : <i>A Dictionary of the Pali Language</i> , 1875, London.
大正藏	大正新脩大藏經
古山1999①	拙稿「Nettipakarāna は何を目的とするか？」(『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第32号, 1999年 所収)
古山1999②	拙稿「Nettipakarāna の研究 — Sangaha-vāra の読解と分析—」(『パーリ学仏教文化学』第13号, 1999年 所収)
※上記以外は、水野弘元『パーリ語文法』(山喜房佛書林) pp.221-228. の略号に基づく。	

注

- <sup>1</sup> この言葉の淵源は, Dhp v.381.などにおいて “buddhasāsane” として現れるところに見出し得る。また, Thag v.135.に現れる “jinasāsanam” もこれと同義として扱い得る。
- <sup>2</sup> 「教え」(sāsana) は, しばしば「教誡」(ovāda) と同義に扱われる [Cf. SnA : II. 412 / ItA : II. 156]。また, Skt. の “śāsana” は「勅」とも訳される (『漢訳対照梵和大辞典』p.1326.)。
- <sup>3</sup> Visuddhimagga では, Satthar の語源を anusāsati (anu- / śās) に求めるとともに, 「隊商主」(sattha=sattha-vāha) という言葉にもその意味を合致させている [Vis : 208]。
- <sup>4</sup> そのような命令としての性格を濃厚に持つものは, 「威力説示」(āñā-desanā) [VinA : 21] としての「律」(vinaya) であるが, ここでは常に, 「私 (釈尊) は承認します」(anujānāmi) とか, 「世尊によって承認された」(bhagavatā anuññātam) とかとされる事柄についてが主題の中心として扱われている。
- <sup>5</sup> この偈にある pamuñcantu saddham は, 従来より多くの学者によって「信仰を捨てよ」などと訳されているが, 村上真完博士は,かかる理解に対する様々な文献資料に依拠した精緻な批判を加え, 「信を発こせ (寄せよ)」という理解が正しいことを論証した (村上真完「信を発こせ」再考 —Pamuñcantu saddham—, 『佛教研究』第22号 所収)。筆者は博士の見解に全面的に賛成すると同時に, 博士もその論稿の中で示しているパーリ註釈書の記述 [MA : II. 181] と, 復註書 [Mūlapannāsa-tikā (ビルマ第六結集本) : II. 137] の記述に従い, 「信を発こせ」という意味での「信を放て」という訳語を与えた。
- <sup>6</sup> この語は Thag v.679. 及び v.1246. では, 釈尊の最初の説法の対告衆の一人として,

最初に遠塵離垢の法眼を得たことで有名な Aññā-Konñdaññā (阿若憍陳如) 長老に対して用いられている。〈仏に随って覚った者であり、堅固に精進する者である Aññā-konñdaññā 長老は…〉 (PTS 本の tibbanikkamo はビルマ第六結集本により tibbanikkhamo に改める) とあるのがそれである。

- <sup>7</sup> 「仏に随って覚った者」 (buddhānubuddha) とは、次のように説明される。〈諸仏の隨覺者達が、仏に随って覚った者達である。諸仏の諦の洞察に隨順して諦を洞察した、最高声聞などの聖者達のことである (buddhānam anubuddhā buddhānubuddhā. buddhānam saccapaṭivedham anugamma paṭividdhasaccā aggasāvakādayo ariyā.)〉 [DAT : I. 18-19] / <「仏に随って覚った者」とは、諸仏の隨覺者である。正自覺者達が覚った諸諦を、彼ら〔正自覺者達〕の説示に隨従することにより覚るという意味である> (buddhānubuddhoti buddhānam anubuddho, sammāsambuddhehi bujjhitāni saccāni tesam desanānusārena bujjhatīti attho.) [ThagA : III. 5]
- <sup>8</sup> Nett は、PTS 本 Nett の校訂者 E.Hardy が〈アヌラーダプラのマハーヴィハラに住む者達によって伝承されたところの諸聖典 (canonical books) の部類には収録されない〉 [PTS Nett : viii] と言うように、スリランカでは三蔵外に置かれている。事実、A.D.5c 頃にスリランカで著された Samantapāśādikā の三蔵の収録経リストには Nett が含まれていない [VinA : 18 / 大正蔵 : 第24巻. 675-676]。しかしながら、ミャンマーでは経蔵の小部に収録され、聖典 (pāli) として扱われている。ビルマ第六結集本の Nett は Nettipakarana-pāli と題され、“pāli”「聖典」の語が付けられている。この pāli なる語は三蔵聖典に収録される文献にしか付けられないものである。Nett が三蔵に含まれる聖典か否かについては問題であるが、A.D.5-6c 頃に南インドの Nāga-paṭṭana において Dhammapāla が著した Nett の註釈書は Netti-atṭhakathā という書名であり、atṭhakathā とは pāli に対する第一次の註釈書に付けられる言葉であるから、古くからこれを聖典とする見方があったことは確かである。なお、詳細な根拠等の提示は他の機会に譲るが、筆者は、その最終形態の成立時期を B.C.1c から A.D.1c 後半、成立地域を Avanti 国を南限としヤムナー河流域の Sūrasena 国を北限とするインド西北部の地域の何処かであると考えている。特に、最終形態の編纂にはマトゥラー出土石碗銘文 (静谷目録 No.626.) に現れる “mahopadesaka” という一団 (僧団?) が大きく関与していると思われる。
- <sup>9</sup> この時期は、インド本土においては、部派の枝末分裂が下火になり大乗の興起した時代であるが、パーリ仏教の本拠地であるスリランカでは、Vattagāmaṇī 王 (在位期間は W.Geiger 説によれば B.C.43-17, Paranavitana 新説によれば B.C. 103-77) の治世下において、教団が Mahāvihāra 派と Abhayagirivihāra 派とに

分裂する事件が起こり、パーリ三蔵がその註釈書とともに始めて書写された時期の最中もしくは直後にあたる時代であり、仏教にとっては一大転機を迎えた頃である。

<sup>10</sup> Sāsanapatthāna章には、「十六種としての教説発趣」(soḷasavidhena sāsanapatthānam) と、「二十八種としての教説発趣」(atthavisatividhena sāsanapatthānam) という二大術語群が存在し [NettA : 249]、これらは釈尊の教説 (sāsana) を、教導し得る者の意楽に相応しいようにして、教導し得る者達の利益と安樂を完成せしめるために、諸分類により置くもの、実用するもの (pakārehi thānam pavatti) である [Cf. NettA : 219]。前者は Nett の同章における十六種の「分」(bhāgiya) による経の分類法として示され [Nett : 128]、後者は Nett の同章における二十八種の内容による経の分類法として示される [Nett : 161]。anuññāta と paṭikkhitta は、このうちの後者の中に挙げられる項目である。

<sup>11</sup> Cf. 水野弘元「Petakopadesa について」(『水野弘元著作集第三巻 パーリ論書研究』、1997年版、春秋社 所収) pp.142-146.

<sup>12</sup> Cf. 佐藤良純「Nettipakaraṇa に於ける引用文献（資料編）」(『大正大学研究紀要』第五十五輯 所収)／神田隆司「〔研究ノート〕 Nettipakaraṇa における二、三の問題点」(『仏教史学研究』27.2 所収)

<sup>13</sup> 水野上掲書 p.144.

<sup>14</sup> Cf. Padarūpasiddhi (ビルマ第六結集本) p.126., Padarūpasiddhi-tīkā (ビルマ第六結集本) p.75.

<sup>15</sup> 片山一良「パーリ仏教における相対的基準 — kappiya の原義 —」(『駒澤大學佛教學部論集』第19号、1988年 所収) p.501.

<sup>16</sup> 中村元『中村元選集〔決定版〕 第17巻 原始仏教の生活倫理』、1995年版、春秋社 p.46.

<sup>17</sup> “yoniso-manasikāra” は、「如理作意」などと訳されるが、ここでの “yoni” (yoniso Abl.) は「智慧」を意味し [Childers Dict. : 605 / Cf. Abhidhānappadīpikā v.153.]，“manasi-kāra” は「意において (manasi Loc.) つくるもの (kāra)」を意味するので、「智慧として意に注ぐもの」と訳した。なお、パーリ註釈文献には「方便として意に注ぐもの」(yoniso-manasikāroti ca upāyena manasikāro, PtM A : I. 303) という説明も見られる。

<sup>18</sup> 片山一良「パーリ仏教における相対的基準 — kappiya の原義 —」(『駒澤大學佛教學部論集』第19号、1988年 所収) p.501.

<sup>19</sup> … explicitly… [Nett tr. : 249]

<sup>20</sup> 「四大教法」には四種の類型があるがあるが、律藏のそれは長部 No.8. 『大般涅槃經』のそれとは異なる。その詳細については片山一良教授の論文を参照されたい。

片山一良「四大教法 (Cattāro Mahāpadesā) について」(『パーリ学仏教文化学』第2号, 1989年 所収)。

<sup>21</sup> Cf. 浪花宣明『在家仏教の研究』, 1987年版, 法藏館 pp.6-7.

<sup>22</sup> 底本 sevitabbo → B : na sevitabbo

<sup>23</sup> 三つの身による善行・四つの口による善行の「七清淨業」に「生活（活命）遍淨」を八番目に加えたもの。八支聖道の正語・正業・正命に相当する。

<sup>24</sup> 佐藤良純「Nettipakarana Nayasamutthāna の章の和訳」(浄土思想研究会『浄土教—その伝統と創造—』, 1972年版, 山喜房佛書林 所収)

<sup>25</sup> 浪花宣明「Nettipakarana の研究：ハーラの分析 (I)」(『佛教研究』第26号, 1997年 所収)／「Nettipakarana の研究：ハーラの分析 (II)」(『佛教研究』第27号, 1998年 所収)

<sup>26</sup> 古山1999①／古山1999②／古山健一「Nettipakarana の研究 — hāra · naya · mūla-pada について —」(『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第33号, 2000年 所収)／同「G.D.Bond: *The Nature and Meaning of Netti-Pakarana* について」(『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第33号, 2000年 所収)／同「“vissajjaniya” と “avissajjaniya” — Nettipakarana の Sāsanapatthāna 章の一節より —」(『駒澤大学大学院仏教学研究会年報』第34号, 2001年 所収予定)